

会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成29年度第3回川西市障害者施策推進協議会		
事 務 局 (担 当 課)	健康福祉部 福祉推進室 障害福祉課 内線(2657)		
開催日時	平成29年11月1日(水) 午後2時00分～午後3時40分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員 (敬称略)	安田会長、扇田副会長、津田委員、森寺委員、寺田委員、宮坂委員、 中谷委員、木村委員、大泉委員、佐々木委員、蒲原委員	
	その他	(欠席委員) 福島委員、秋山委員、植田委員、上霜委員、今村委員、 喜谷委員、西垣委員	
	事務局	根津健康福祉部長、岡本福祉推進室長、 福丸障害福祉課長、斎藤障害福祉課長補佐、竹下	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. 開会 2. 協議事項 第7次川西市障がい者計画(第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画)の素案について 3. その他 4. 閉会		
会 議 結 果	別紙のとおり		

審 議 経 過

	<p>開 会（午後２時００分）</p>
会長	<p>ただ今から「平成２９年度第３回川西市障害者施策推進協議会」を開会いたします。</p> <p>まず、委員の出欠をご報告いたします。ただ今の出席委員は、１０名でございます。過半数に達しておりますので、本協議会は成立しております。秋山委員、植田委員、上霜委員、今村委員、喜谷委員、西垣委員からは欠席の旨の連絡をいただいております。木村委員からは、遅刻する旨の届出をいただいておりますので、後ほど出席されると思います。</p> <p>次に、委員の異動について事務局から報告を受けます。</p>
事務局	<p>今回、会議のご案内が直前になりまして、申し訳ございませんでした。今後はできるだけ早くご案内させていただくようにしたいと思いますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、１点お願いしたい点がございます。本協議会の会議録を調製する関係上、音声の録音をさせていただいておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。音声は、会議録の調製後削除いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>また、委員の異動がございましたので、ご報告いたします。公共職業安定所の人事異動により、西中博幸委員が辞任されましたので、その後任といたしまして、伊丹公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官の大泉修様に委員にご就任いただくことになりました。</p> <p>大泉修委員でございます。</p>
委員	<p>西中の後任といたしまして、この１０月からハローワーク伊丹の方に転勤となりました。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。事務局からの報告は以上です。</p>
会長	<p>それでは、本日の「協議事項」に移ります。「第７次川西市障がい者計画（第５期障がい福祉計画・第１期障がい児福祉計画）の素案について」です。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料の確認をさせていただきたいと思います。事前にお送りいたしました、右肩に「平成２９年１１月１日 障害者施策推進協議会 資料」と題しました「川西市障がい者プラン２０２３ 素案」という冊子。本日机上</p>

審 議 経 過

に、右肩に「資料2」と付しております「川西市障がい者プラン2023（第7次川西市障がい者計画）の概要」という3枚ものの資料をお配りしております。お手元にご覧いただけますでしょうか。

それでは、事前にお送りしました冊子の方からご説明させていただきたいと思っております。

まず、表紙をご覧いただきたいと思っておりますけれども、従来川西市の障がい者に関する計画につきましては、障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、この2つの計画を一体的に策定してまいりました。現在の計画は、「第6次川西市障がい者福祉計画（第4期障がい福祉計画）」というタイトルで計画を策定しております。ただ、この名称が「障がい者福祉計画」と「障がい福祉計画」ということで、「者」という文字が入っているものと入っていないものでどう違うのか非常に分かりにくいというご指摘を、以前より各方面からいただいております。また、来年4月に施行されます改正児童福祉法によりまして、新たに障がい児福祉計画も策定するということになりまして、今回この3つの計画を合わせて1つの計画として作成するということになりましたので、この改定に合わせて、計画全体の分かりやすいタイトルをつけるという趣旨で「川西市障がい者プラン2023」——「2023」というのは、この計画を6年間の計画として策定しますので、その計画の目標年次である平成35年度を西暦で表し、「川西市障がい者プラン2023」というタイトルで策定しようとするものでございます。また後ほどご説明いたしますけれども、その下には副題として「みんなとつながる 安心と共生のまち」ということで、この計画の基本理念を記載しております。右下には、3つの計画を一体的に策定したものであるということが分かるように、「第7次川西市障がい者計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）」と記載させていただいております。従来、「川西市障がい者福祉計画」と称しておりましたが、障害者基本法では市町村障害者計画を策定するとされていることと、この計画は地域福祉計画の障がい者福祉に関する分野別の計画であるとともに、障がい者福祉に留まらず、川西市の障がい者の施策に関する基本的な計画であるという趣旨を踏まえまして、「福祉」という文字を削除しまして「第7次川西市障がい者計画」というタイトルにさせていただいております。

では、目次をご覧ください。今回の計画は、7章立ての計画としております。今回の素案では省略させていただいておりますけれども、末尾に資料としまして川西市内の障がい者施設一覧表、あるいはこの計画の策定経過、障害者施策推進協議会委員の名簿、障害者施策推進協議会規則などを

審 議 経 過

掲載する予定としております。なお、1点訂正がございまして、目次の「第2章 データでみる障がい者福祉」というタイトルになっておりますけれども、計画素案の策定過程でタイトルを「障がい者を取り巻く現状」と改めさせていただいております。訂正が漏れておりました。失礼いたしました。

では、1ページをご覧いただきたいと思います。1ページから2ページにかけては、「第1章 計画の策定にあたって」ということで、この計画の策定に至った背景と趣旨について記載しております。主に、平成18年の障害者自立支援法施行以降の経過などを記載させていただいております。また3ページには、自立支援法以後の関連する法改正を中心とした障がい者施策の動向について、表で記載しております。

4ページをご覧いただきたいと思います。「本計画が対象とする『障がい者』の考え方について」ということで、従来の計画では記載していませんでしたが、今回の計画から新たに記載させていただいております。ご存じのとおり、障がい者の定義が見直されましたり、障害者総合支援法の施行によりまして、難病等の方も障がい者施策の対象になるということで、障がい者の範囲というものが近年広がってきております。そういった意味で、この計画の対象とする障がい者というのはどういう方々かということを目頭で定義を明確にさせていただいております。基本的には障害者基本法の趣旨に則って、従来の医学モデルではなく社会モデルで捉えた障がい者、社会的な障壁によって日常生活や社会生活に継続的に相当な制限を受けている方を「障がい者」と定義付けております。この計画書の中での表記についてですけれども、原則として単に「障がい者」と表記している場合は、特に年齢を問わず障がいのある方すべてを指しております。ただ、18歳未満の障がいのあることを特に表記する必要がある場合には「障がい児」、あるいは障がい児が含まれているということを明確にする必要がある場合は「障がい者（児）」という表記を用いております。

障害の「害」の字に関してですが、表紙の裏をご覧いただきたいのですが、従来から記載させていただいておりますけれども、川西市では一般的に障がい者や障がいという言葉を表記する場合には、「害」の字をひらがなで表記することにしております。法律の名称や法律の中に定義付けがされているもの、施設名称などの固有名詞について漢字で表記されている場合には、固有名詞のまま漢字で表記するという原則で記載しておりますので、よろしく願いいたします。

5ページをご覧ください。先ほど簡単に申し上げましたけれども、この計画の位置付けということで、3つの法律に基づく計画を一体的に定めた

審 議 経 過

計画であるということについて記載させていただいております。

次の6ページでは、関連する計画との関係ということで、本市の最も基本的な計画である総合計画を始めとして、地域福祉計画、国の障害者基本計画、県のひょうご障害者福祉計画との関連について、図で表しております。

続きまして、7ページをご覧ください。この計画の期間でございます。従来、本市の障がい者に関する計画につきましては、この障がい者計画と障がい福祉計画を一体的に策定してきた経過から、障がい福祉計画は3年を1期として定めると法令で定められているのですが、その障がい福祉計画に合わせて3年ごとに改定を重ねてまいりました。ただ、本来障害者基本法に基づく障がい者計画は、市町村の障がい者に関する施策を中長期のものとして策定することが適当であると、国の策定指針では述べておまして、また兵庫県におきましても、都道府県障がい者計画に相当する計画は6年間を計画期間として定められているといったことを踏まえまして、今回の改定から全体の計画期間は6年間としつつ、法令で3年を1期として定めるとされている障がい福祉計画と障がい児福祉計画については3年間の計画とし、3年後にこの部分だけを改定するといった形の計画の構成とさせていただくことといたしております。また、3年後に行う障がい福祉計画と障がい児福祉計画の改定に合わせて、この計画全体の総合的な中間評価を行うといった形で進行管理をしてまいりたいと考えております。

次に、8ページをご覧ください。ここから第2章になります。「障がい者を取り巻く現状」ということで、まず1項目めとしまして、現在の第6次障がい者福祉計画の成果と課題について、主な項目ごとに記載させていただいております。例えば、相談支援体制の拡充ということで、前計画策定当初は市内に2か所でありました相談支援事業所が、この10月末時点では5か所に増えているといった状況ですとか、地域生活支援拠点の整備ということで、障がいのある人が地域で生活するために求められている機能を1か所に集約した拠点についての整備の状況などを記載しております。

12ページからは、人口の推移、障害者手帳の所持者数の推移などを記載しております。

18ページ、19ページでは、川西市内にあります障がい者福祉施設の施設数について、提供しているサービスごとに前計画の当初とこの10月末との増減を表で記載しております。状況としましては、居宅介護や重度訪問介護では減少しておりますけれども、一方、従来市内にはありませんでした就労継続支援A型の事業所が新たに2か所開設されまじたり、児童

審 議 経 過

発達支援や放課後等デイサービスの事業所が増えているといった状況がお分かりいただけるかと思えます。

20ページ以降ですけれども、20ページから40ページにかけては、本年3月に実施しましたアンケート結果の概要について記載しております。

41ページは、ワークショップの概要ということで、前回7月の施策推進協議会でご協議いただきまして種々ご意見をいただいたうえで、ワークショップを8月に2回に渡って実施いたしました。その概要を記載しております。ワークショップの内容も含めてご報告させていただきたいと思えますけれども、改めて今回のワークショップを開催した趣旨ですけれども、今回、計画期間を3年間から6年間に変更しまして、より中長期的な視点に立った計画を策定するという趣旨を踏まえまして、将来的な障がい者施策の展開を通じて実現していきたい「まち」のあり方について、計画の基本理念として定めることといたしまして、「未来の川西市はこうなっていたらいいな」という未来像について、市民の皆さまに話し合っていただくことを目的としまして、ワークショップを実施いたしました。

前回の協議会でご意見をいただきまして、1回の開催ではなかなか意見が出にくいのではないかというご意見もありましたので、2回に渡りまして8月19日と26日に、それぞれ28名の方にご参加いただきまして、話し合いをしていただきました。まず1回目のワークショップでは、自分自身の困りごとや、自分のまわりや地域で困っていることなどの意見をそれぞれ出していただきました。そして2回目の、26日のワークショップでは、1回目に出していただいたそれぞれの困りごとを踏まえまして、自分ができることはどういうことか、将来はこういうふうになっていたらいいなという、将来の姿について話し合いをしていただきました。その話し合いいただいた結果について、42ページから掲載しております。今回のワークショップでは、テーマを大きく3つに分けまして、個別テーマから全体の障がい者にとってのまちの姿について考えていただくという手法をとりました。

1つ目のテーマとして、「親亡き後の対応について」ということで、1回目のワークショップでは、地域住民に対する啓発活動の実施や障がいに対する理解の促進が必要ではないか、成年後見制度など親亡き後の生活を支援する取り組みの充実が必要ではないか、地域住民との関係性の構築や就労場所の確保など、障がい者の自立に向けた地域や社会での受け入れ体制の整備が必要ではないか、障がい者の要望に応じた適切なサービスの提供が必要ではないか、といったご意見をいただいたところです。右側に同じ

審 議 経 過

テーマで2回目に話し合っていた内容について記載しておりますけれども、その結果、本人の意思を尊重すること、本人が利用しやすい制度にすること、理解を促進すること、相談支援や地域からの支援が必要だといったキーワードが出されました。それらを踏まえまして、親亡き後の対応についてということで将来像をキャッチコピーという形で表現していただきまして、「本人の意思が尊重され安心して暮らせるまち」というキャッチコピーを皆さんで決めていただきました。

2つ目のテーマといたしまして、「社会参加・地域交流について」というテーマでお話し合いをしていただきました。こちらでは、障がい者と地域住民、支援者相互の顔の見える関係の構築、障がい者の外出支援の充実、障がいに対する地域住民や行政等での知識獲得、地域活動や交流促進に向けた人材確保や育成が必要ではないか、そういったご意見をいただいたところです。それを踏まえた2回目のワークショップでは、後見制度、就労、地域共生、地域交流、孤立防止、当事者と地域・社会のつながりといったキーワードが導き出されております。それらを踏まえまして、この2つ目のテーマについては2つのグループで話し合っていたんですが、Bグループでは「みんなでつながるまちづくり」、Cグループでは「分けへだてなく暮らせるまち」という将来像のキャッチコピーを決めていただきました。

最後に3つ目のテーマ、「暮らしを支えるサービスについて」でございます。こちらでは、相談支援体制の強化、就労に関するサービスの充実、障がい児を対象としたサービスの拡充、地域移行も見据えたサービスの提供、障がいやサービスに関する理解の促進、こういったことが求められるというご意見をいただいております。それを踏まえた2回目のワークショップでは、自分の意見の表明、暮らし方の選択、障がい者同士の交流、理解啓発、地域からの手助け、緊急時の対応、こういったキーワードが導き出されまして、それらをもとにして「地域で安心した生活ができるまち」というキャッチコピーを決めていただきました。

以上、川西市の将来像に向けて、3つの切り口から市民の皆さま方にお話し合いをいただきましたワークショップの結果を踏まえまして、次の48ページ——ここから第3章に移りますが——計画の基本的な考え方ということでこの基本理念を定めさせていただきました。障害者基本法では、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、自らの意思に基づいて行動を選択するという個人の確立、そして、一人ひとりがお互いの個性や人格を理解したうえで互いに支え合いながら生きていく共生の実

審 議 経 過

現、これらの二つの考え方が、基本的な概念として提示されています。これまで本市では、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」との基本理念を掲げ、数々の施策を展開してきましたが、この度、より中長期的な視点に立って計画の改定を行うに当たり、基本理念の見直しを行うこととしました。見直しに当たっては、協働のまちづくりの観点から市民ワークショップを通じて、「将来の川西市はこうなっていてほしい」「将来に向けて自分はこんなことができる」といった「川西市の将来像」を検討していただきました。ご参加いただいた皆さまからは、「個人の意思の尊重」、「相互理解の促進」、「安心して暮らせる地域環境の構築」といった点を重視するご意見を多くいただきました。これらを踏まえ、本計画の基本理念を次のとおり定めます、ということで、「みんなとつながる 安心と共生のまち」をこの計画の基本理念と定めることといたしました。そして、この基本理念に即しまして、具体的な施策の展開を図るに当たりまして、4つの基本目標を定めました。1点目としては「ともに支え合うことのできる地域づくり」、2点目は「本人の意思を尊重した社会参加の促進」、3点目は「安心して暮らすためのサービスの充実」、4点目は「障がい児支援の充実」、この4つの基本目標に沿いまして、それぞれの施策を展開していきたいと考えております。

49ページから52ページにかけまして、それぞれの基本目標ごとの施策体系と、基本目標の進捗あるいは達成の度合いを評価するための指標を記載しております。「基本目標1 ともに支え合うことのできる地域づくり」では、市民への啓発や地域での交流、福祉コミュニティの形成、福祉活動に携わる人材の発掘・育成を通じて、障がいのある人もない人もともに支え合う、顔の見える関係づくりを進めていきます。また、すべての市民にとって暮らしやすい地域をつくるために、施設や交通機関などのバリアフリー化を進めていきます、ということで、「共生のまちづくりの推進」と「暮らしやすい生活環境の整備」という項目で、施策の展開を図っていくこととしております。また、評価指標としましては、「地域で高齢者や障がい者・児童等を見守り、支援する仕組みができていると思う市民の割合」、「福祉ランティア活動に参加したことがある市民の割合」、「自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると思う市民の割合」、「ノンステップバス導入率」、「生活道路が安心して通行できると思う市民の割合」、こういった項目を評価指標としたいと考えております。これらは、現状値として市民実感調査や決算成果報告書に定められている指標を用いておりますけれども、それらの平成28年度の値を現状値ということで記載しております。目標値は現時点では

審 議 経 過

調整中となっておりますので、黒塗りにしております。次回の施策推進協議会では、数字を入れた形でご提示したいと思っておりますので、お時間をいただきますようお願いいたします。

基本目標2としましては、「本人の意思を尊重した社会参加の促進」ということで、障がい者が社会で自己実現を果たすために、就労支援や文化活動の促進を図るとともに、障がい者が不安を感じることなく地域での生活や社会活動への参加ができるよう、サービスの選択や社会参加について、自分の考えで意思決定ができるよう、情報提供や意思疎通支援の充実、権利擁護の推進を図ります、ということで、「就労支援体制の充実」、「社会参加の促進」、「権利擁護の推進」、というこの3つの体系で施策展開を図ってまいりたいと考えております。評価指標としましては、「福祉施設から一般就労への移行者数」、「就労移行支援事業の利用者数」、「一人ひとりの人権が尊重されていると感じている市民の割合」、こういった項目で評価していきたいと思っております。

基本目標3ですが、「安心して暮らすためのサービスの充実」でございます。この基本目標では、障がい者の日常生活を支える生活支援サービスや保健・医療サービス、その他サービスの質・量を拡充するとともに、利用者目線の適切なサービス提供体制を整備し、障がい者が地域で安心して暮らすことのできる支援体制の構築を進めます、ということで、「相談支援体制と情報提供の仕組みの整備」、「生活支援施策の充実」、「保健・医療サービスの充実」、これら3つの項目で施策展開を図ってまいります。また、評価指標といたしましては、「グループホームの利用者数」、「相談支援専門員の数」、「施設入所者の地域生活への移行者数」、これらの項目で評価を行ってまいりたいと考えております。

最後に、基本目標4の「障がい児支援の充実」でございますけれども、この基本目標では、障がいの有無に関わらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進するため、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児が、乳幼児期から学校卒業まで、一貫した効果的な支援を身近な場所で受けることができるよう、地域における支援体制の構築を図ります、ということで、「教育・療育環境の整備と交流教育の推進」という項目で施策展開を図ってまいります。評価指標といたしましては、「サポートファイルの配布数」、「保育所等訪問支援事業の利用者数」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、という項目で評価していきたいと考えております。

53ページから第4章ということで、具体的な施策を基本目標ごとに記

審 議 経 過

載しております。今回の計画から、基本目標ごとに重点施策を定めまして、重点的な施策展開を図っていきたいと考えております。まずは基本目標1でございますけれども、「ともに支え合うことのできる地域づくり」ということで、このページでは現状と課題について箇条書きで整理しております。54ページに移りまして、基本目標1の重点施策としましては、「地域における交流と支え合いの推進」ということで、差別や偏見がなく、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を実現していくためには、地域のあらゆる住民が、支え手と受け手に分かれるのではなく、暮らしや生きがいとともに高め合うことのできる地域づくりが必要です。そのため、障がいの有無に関わらず、地域で暮らす人々による相互の交流を通して、お互いに顔の見える関係を築くことや、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりを進めるとともに、地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保にも取り組んでいきます。具体的な施策としては、交流スペースに対する運営支援や障がい者自立支援協議会を通じた、インフォーマルなものも含めたサービスの提供体制の確保といったことに取り組んでいきたいと考えております。また、重点施策の下の部分には、「市民の声」ということで、アンケートの自由回答や記述回答いただいた中から一部抜粋して記載しております。こういった声を踏まえて、重点施策を定めさせていただいたということでございます。

次に、61ページをご覧くださいと思います。基本目標2「本人の意思を尊重した社会参加の促進」ということで、こちらも現状と課題を箇条書きで記載しております。この基本目標2の重点施策としましては、「障がい者の就労支援の強化」ということを掲げさせていただいております。障がいのある人の働きたいという希望に応え、一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うため、関係機関との連携を一層進め、就労に向けた支援を継続していきます。また、就労に対する多様なニーズに応じるとともに、一般就労へのステップアップを図っていくため、段階に応じたサービス（就労継続支援、就労移行支援、就労定着支援）を身近な地域で利用することができるよう、市内での提供体制確保に取り組んでいきます。具体的な施策内容としては、就労継続支援事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業をそれぞれ実施していく、提供体制の確保を進めていくということを掲げております。

次に、70ページをご覧ください。基本目標3でございます。「安心して暮らすためのサービスの充実」ということで、こちらの重点施策は、「地域移行・地域定着を進めるための体制整備」を掲げております。障がい者の自立を支援する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活

審 議 経 過

への移行に対する支援や、地域生活を継続するための支援といった課題に対応したサービスを身近な地域で利用できる体制を整備する必要があります。このため、地域における相談支援の中核的な役割を担う施設として、総合的かつ専門的な相談支援や地域移行・地域定着の促進といった業務を行う「基幹相談支援センター」の設置について検討していきます。また、地域での暮らしの場となるグループホームの量的拡大や重度障がい者への対応を図るため、施設整備に対する支援策について検討するとともに、地域での暮らしの安心感を担保するため、地域生活支援拠点での緊急時の受け入れ体制を確保していきます。具体的な施策としては、「基幹相談支援センター設置の検討」、「グループホームの整備促進」、「地域生活支援拠点の設置」、といったことに重点的に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、82ページをご覧ください。基本目標4「障がい児支援の充実」でございます。こちらの重点施策といたしましては、「医療的ケアが必要な障がい児に対する支援体制の構築」を掲げております。医療技術の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）などに長期間入院したのち、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要な障がい児——医療的ケア児と呼んでおりますが増加しています。このため、医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し、ケースの把握や情報共有を行うことにより、総合的な支援体制を構築していきます。また、重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを利用できるよう、支援体制の整備を図ります。あわせて、児童発達支援センター「川西さくら園」について、地域の中核的な療育支援機関としての役割を踏まえ、新たなニーズに対応できるよう、そのあり方を検討していきます、ということで、施策内容としては、「医療的ケア児に対する支援体制の充実」、「重症心身障がい児に対する支援体制の整備」に重点的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上が施策展開ということで、第4章についてご説明させていただきました。個々の施策につきましては、非常に多岐に渡っておりますので、また後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、88ページをご覧ください。ここから第5章ということで、第5期障がい福祉計画の内容になります。こちらが障害者総合支援法に基づく3年間の計画ということで、障害福祉サービス等の提供体制に関する成果目標、あるいは今後3年間のサービスの見込量について定めた内容になります。こちらは成果目標ということで、大きく4つの項目で成果目標

審 議 経 過

を定めております。

まず、1項目めとしまして、「施設入所者の地域生活への移行」という目標でございます。これは、現在の計画でも同様の目標がございましたけれども、2つの目標から構成されておまして、1つは「地域生活移行者数」、2つ目は「施設入所者数の削減」ということで、基準値を平成28年度末の施設入所者数103人を基準として、地域生活移行者数については9%以上を施設から退所されて、地域でグループホームやご自宅などで生活していただくように地域生活に移行を進めていくということです。この目標値について、「国の基本指針」ということで記載しておりますけれども、この障がい福祉計画と第6章の障がい児福祉計画の両方ですけれども、国が目安と言いますか、目標を定めるに当たって指針を示しておまして、基本的には国が定める指針に即しまして各市町村が目標値を定めるということになっておまして、この基本指針に当てはめると、地域移行者数は103人×9%で10人ということになりますが、現在の第4期障がい福祉計画の方が目標値を達成していない状況になっておまして、この未達成分を全員ではないんですが、一部加えまして15人ということで、今回の計画では目標値と定めていきたいと思っております。また、2つ目の施設入所者数の削減については、こちらは現在の計画が目標値を達成できている状況になっておりますので、国の指針どおり103人の2%以上ということで、3人と目標値を定めたいと考えております。

次に2点目の目標が、第5期からの新規項目になりますが、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」という内容になっております。長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者の努力だけでは限界があり、自治体を含めた地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域の包括的な支援やサービス提供体制——これを地域包括ケアシステムと呼んでおりますが——この構築に向け、平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを目標とします。この3年間の間に、これら保健・医療・福祉の関係機関による協議の場を設置するということを目指しております。

次に3点目でございます。「地域生活支援拠点等の整備」ということで、これも現在の第4期の計画からの継続の目標となっております、国の基本指針は従来と同様、各市町村又は各圏域——障害保健福祉圏域ごとに少

審 議 経 過

なくとも1つを整備という目標が継続になっております。川西市におきましては、今年度末を目標に地域生活支援拠点の整備を現在進めているところでございまして、引き続き1か所ということを目指しております。

次に、90ページをご覧ください。4点目の目標で、「福祉施設から一般就労への移行等」ということで、この項目自体は現在の計画からの継続の項目になりますけれども、4つの目標値から構成されておまして、まず1点目は「一般就労への移行者数」でございまして、基準値が平成28年度に就労移行支援事業等を利用して一般就労に移行された方が、28年度実績で15名なんですけれども、国の基本指針では28年度の1.5倍にすることを目標とするように定められておまして、これを当てはめますと、32年度の一般就労移行者数を23人とすることを目標に掲げております。

2点目は、「就労移行支援事業の利用者数」ということで、これも28年度末の実績が20人で、これを基準値として、これの2割増にすることが国の基本指針で定められておりますので、これも数字を当てはめまして24人を目標とさせていただいております。

次に3点目、「就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数」ということで、市内にある就労移行支援事業所を利用されている方のうち、一般就労できた方が利用者のうち3割以上である事業所が、市内にある事業所の半分以上にすることが、国の基本指針で定められております。第4期の計画策定当初は、川西市内に2か所の就労移行支援事業所がありましたので、そのうちの半数以上、つまり1か所が就労移行率3割以上となることを現在の第4期の計画では目標として定めていたところですが、この計画期間中にこの2か所がいずれも廃止又は休止ということで、現在川西市には就労移行支援を行う事業所がないという状況になっております。そういうことで、目標値をどのように定めるべきかということを検討させていただきましたところ、先ほど重点施策として就労支援の強化ということに取り組んでいくと定めていることもありまして、市内での就労移行支援の提供体制の整備ということも取り組んでいく必要があると、そういった取り組みも含めまして、1か所は市内で確保して、また確保した事業所が3割以上の移行率を達成するというのを、この計画の目標として掲げていこうと思っております。

最後に4点目、「就労定着支援事業の1年後定着率」ということで、これは第5期の計画からの新しい項目になります。就労定着支援事業といいますのは、来年4月から障害者総合支援法の改正によって新たに始まる障害福祉サービスの1つとして、就労移行支援などをお使いになって、実際に

審 議 経 過

一般の事業所等で雇用されるようになって、やはり適応できない、仕事が合わない、人間関係であるとか様々な課題があつて、お仕事を続けることができないといった方がいらっしゃいます。そういった方に対して、職場での定着を支援する事業ということで、来年4月から始まる事業ですけれども、この事業によって1年後同じ職場に引き続きお勤めをされている方が80%以上になるように、ということが国の基本指針として定められておりまして、各年度、就労定着支援の利用開始から1年後の職場定着率が80%になるということを目標として掲げているところでございます。基本指針どおりの目標で取り組んでいきたいと思っております。

92ページから111ページまでが「障害福祉サービス等の見込量及び確保の方策」ということで、今後3年間の各障害福祉サービスの見込量を定める内容となっておりますが、現時点では見込量の数値を精査させていただいているところでございまして、今後3年間の見込みにつきましても次回の障害者施策推進協議会でご提示させていただきたいと思っておりますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。なお、実績として記載させていただいている部分につきましては、27年・28年度は実績数値、29年度分につきましては本年度末の見込数値を記載しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

続きまして112ページから121ページまでにつきましては、「地域生活支援事業の実施に関する事項」ということで、こちらも地域生活支援事業のそれぞれの事業ごとの実績と見込量を定める内容となっておりますが、こちらも見込量につきましては調整中でございますので、ご容赦いただきますようお願いいたします。

続きまして122ページをご覧ください。こちらから第6章ということで、今回から新たに定めることとなりました第1期障がい児福祉計画の内容になります。計画の構成としては、第5章の第5期障がい福祉計画と同じような形になっておりまして、障害児通所支援の提供体制に関する成果目標の設定と、サービスごとの3年間の見込み量を定めるのが計画の内容となっております。122ページと123ページが「成果目標の設定」ということで、4項目から構成されております。こちら「国の基本指針」ということで記載しておりますけれども、国の方でこのような目標値を定めるようにという指針がありまして、これに即して川西市として目標を定めております。

そのうちの1つ目が、「障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築」ということで、こちらは国の基本指針どおり児童発達支援センターの設置箇所数を1か所とすることを目標として掲げております。なお、川西市に

審 議 経 過

おきましては、既に児童発達支援センターとして川西さくら園を設置しておりますので、目標としては既に達成しているという状況になっております。また、2点目の「保育所等訪問支援の利用体制整備」ということで、これも国の基本指針では各市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築するということを目標として定めております。全国的には保育所等訪問支援を利用できない市町村がかなり多くあるというように聞き及んでおりますけれども、川西市におきましては、市内で3か所の事業所が既に保育所等訪問支援事業を実施していただいております。こちらについても体制の方は整備できていると考えております。

次に、2点目の目標で、「学校と福祉の連携」という目標です。こちらにつきましましては、国の基本指針にはないんですけれども、兵庫県の方で県として独自の目標を定めまして、各市町村にその目標に向けて取り組みをお願いしたいという依頼がありまして、目標として定めていくものでございます。内容としましては、学校と福祉の連携ということで、教育と福祉の両分野の連携が十分に図れていないという現状を踏まえまして、就学時から卒業までの支援を連携して円滑に実施することができるよう、平成30年度末までに教育と福祉の協議の場を設置することを目標に掲げております。

次に、3点目として、「医療的ニーズへの対応」です。こちらも国の基本指針に即した形で目標を定めておりまして、1点目としましては、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所を、平成32年度末までに市内に1か所確保することを目標に掲げております。また2点目としては、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」ということで、こちらについては平成30年度末までに保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標としております。

最後に4点目ですが、これも兵庫県の独自目標でございまして、「障がい児に係る相談窓口の設置」ということで、障がいの疑いがある段階から継続的な相談支援を行い、ライフステージ（乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後）に応じた切れ目のない支援が行えるよう、関係機関をつなぐ役割を担う総合相談窓口を、平成32年度末までに設置することを目標として、障がい児に関する総合相談窓口の設置の検討を進めていくことにしております。

124ページから131ページまでは、障害児通所支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスごとの提供体制の確保に関する見込量や確保の方策について記載しております。先ほど同

審 議 経 過

	<p>様、見込量は現在調整中となっておりますので、次回の協議会でご提示させていただきますようお願いしております。</p> <p>最後になりますけれども、132ページから134ページでございますが、「計画の推進体制」ということで、この計画を進めていくに当たっての各主体の役割ということで、障がいのある人、市民、障がい者団体・障害福祉サービス等事業者、企業等、そして市それぞれの役割を記載させていただきまして、それを踏まえて進捗状況の管理・評価について、PDCAサイクルによりまして進行管理をしていきたいと考えております。具体的なPDCAの取り組みについては、134ページの方に記載させていただいております。冒頭の方でもご説明いたしましたとおり、今回の計画から全体を6年間の計画といたしまして、その中間の3年目に中間評価を行うということで、個々の施策については毎年度進捗状況の報告はさせていただきますけれども、全体的な中間評価を折り返し地点ですることによって、着実な推進を図っていききたいと考えているところでございます。</p> <p>以上、長くなりましたけれども、「川西市障がい者プラン2023」の素案についてご説明させていただきました。また、本日お手元にお配りさせていただきました「資料2」の方では、この素案の主な内容につきまして重点施策や成果目標について抜粋して記載させていただいておりますので、あわせてご参照いただきますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>説明は終わりました。</p> <p>それでは事務局が作成しました計画の素案について、皆様のご意見、ご質問をお聞きしたいと思いますけれども、内容が多岐に渡っておりますので内容を分割して協議していきたいと思っております。</p> <p>それでは、「第1章 計画の策定にあたって」及び「第2章 データでみる障がい者福祉」について、1ページから47ページについてご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>「障がい者プラン」というふうになっているということは、これまで障がい者福祉計画とか障がい福祉計画ということで、ここで協議してきた事とは根本的に性格が異なっているものという認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>計画そのものの性格を変えるということではございません。従来から障害者基本法に基づく市町村障害者計画と、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、この二つの計画を一体的に策定しておりましたので、計画の性</p>

審 議 経 過

	<p>格としてはなんら変わるものではございません。川西市における障がい者施策の基本的な計画であると同時に、地域福祉計画という川西市の地域福祉に関する計画の障がい者福祉に関する分野別の計画である、そういった性格の計画であるということ自体は変わるものではございません。ただ、あえて「福祉」という文字を取りましたのは、より障がい者施策の基本的な計画であるという性格を明確に打ち出すためだということでご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>名称が変わったということで、これまででも障害者基本法に基づいた計画だったという認識を私自身はなかったので認識を改めたわけですが、障害者基本法に基づいてということであれば、障がい者福祉に関することはその一部で、特に教育とか雇用とか、まちづくりとか総合的なプランとして考えなくてはならないということですよ。その点、今回初めてそういうことではないということであれば、第1章、第2章で教育とか雇用、まちづくりに関しても議論がほぼ無いように見えるのですが、その辺りのことについて、例えば教育委員会と協議をしたかどうかとか、その他の部署と擦り合わせをしたのかどうか、その辺りのところをお聞かせください。</p>
事務局	<p>内容的には、協議のうえで計画の方は策定しております。第4章に具体的な、実際にどういう施策展開をしていくか、個々の具体的な事業や施策について記載しております。福祉部門だけではなくて、教育委員会や子育て支援、あるいはその他のまちづくりに関する部門も含めて、こういった施策も展開していくということについては計画に位置付けておりますので、市役所内の各関係課と調整した結果でございます。</p>
委員	<p>3章、4章で少し教育の事が記載されている事は気がついておりますけれども、1章、2章は計画の骨太の部分ですよ。このところに教育に関連するような事柄があまり入っているようには読めないのですが、そのことは少し問題かと思っています。特に、第2章の2で「障がい者の現状」と書かれておまして、実際にどういう施策がなされているかという現状が書かれてありますが、アンケートの結果から障がいのある人たちが川西市でどういう現状に置かれているかというような事についての記述はないわけですね。例えば、当事者の方たちが差別を感じるということに関しては68%、一般の人たちは89%。障がいのある人たちと接する機会がないと答えている一般の人たちは52%、接することに不安だと感じている</p>

審 議 経 過

事務局	<p>人たちは58.5%というところが現状ではないのか、と思うわけです。ここから出発をすると、単に社会福祉だけの問題ではなくて教育も含めて、総合的なビジョンみたいなものが出てくるはずで、それが第1章、第2章に書かれる必要があるのではないかと感じます。いかがでしょうか。</p> <p>アンケート結果については、単純に結果の概要だけを提示しているに留まっているということは、ご指摘の通りだと思います。このアンケートからどのような事を読み取ったかという、一定の分析をしたものにつきましては少しページを割いて記載するようにしたいと思っております。例えば、第1章の計画策定の背景と趣旨の部分で、少し福祉に偏っているのではないかとご指摘でございますので、この部分についても少し記述の方は検討させていただきたいと思っております。</p>
委員	<p>あまり拙速に進めるべきでもないと思いますが、内閣府でも「共生社会」という言葉を使って割と強烈に政策を進めていると。それがおそらく市町村にも下りてきていて、共生社会を実現していくということは、日本社会全体の目標になっているとも言えるわけです。共生社会に向けたハードルが何であって、何を克服していかなければならないのかということについては、しっかり議論するポイントではないか。社会福祉もそうであるように、学校教育も同じ、この動きを受けて文部科学省では障がいのある人たちの生涯学習というところに力を入れて議論しようとしている、ということも含めて、このことについてもこの計画には書かれていない。機が熟していないということかもしれませんけど。今回の計画に挙げるものは何であって、何を今後考えていかなければならないのか、ということの整理をした方が良くはないかと思いました。</p>
会長	<p>今の意見について、事務局から説明はありますか。</p>
委員	<p>いえ、意見ということで。</p>
会長	<p>意見ということでよろしいですか。他にございませんか。</p> <p>県の方でも、今委員の話ではないですけども、高校教育の中に福祉科を作るという話が出てきていますね。内容はまだ、障がい者だけではなくて、公立の高校に福祉科を設立するということで、全校ではないですけども、そういう情報は聞いていますか。</p>

審 議 経 過

事務局	<p>申し訳ありません、承知しておりません。</p>
会長	<p>また県の方に問い合わせてください。 他にございませんか。</p>
委員	<p>今の会長の話というのは、社会福祉全般の担い手が不足するという話と関わってくると思うのですが、その話というのは障がい者計画の中で考えるべきことなのか、それはまた別の計画なのか。</p>
事務局	<p>担い手不足の件に関しましては、福祉全般に渡って言えることかと考えております。従いまして、今現在、別途、社会福祉法に基づきました地域福祉計画——障がい者計画の上位計画として位置づけられたものも同時に検討している段階でございます。本件に関しましては、地域福祉計画とこの計画、あるいはその他の計画も含めて、全体で調整して考えていきたいと思っておりますので、この場での返答は差し控えさせていただきたいと思っております。</p>
会長	<p>他にございませんか。 なければ、次に「第3章 計画の基本的な考え方」及び「第4章 施策の展開」について、48ページから87ページまでについて、ご意見、ご質疑をお受けしたいと思います。ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>基本目標1から4という形でお作りいただいて、施策体系とそれぞれの評価指標がいくつか挙げられているんですが、その中の評価指標というのは、施策としては分かりますが、下に書かれている評価指標というのは、方策の進捗状況を目標の中に評価の指標として入れるのか、ミックスされている感じがする。達成して、その目的に合うような評価指標になっているのか、施策がこれだけ進捗していると、例えばノンステップバスでバリアフリーが進むのは分かりますが、この辺は両方入れるんですか。</p>
事務局	<p>評価指標の考え方ですが、従前からご指摘いただいているところですが、計画に色々な施策を位置付けているんですけれども、それがどのようにどの程度進んでいるのかということが分かりにくい、というご指摘をかねてから頂戴しておりました。個々の施策は多岐に渡っておりますので、状況については文章で毎年度この協議会でもご報告させていただいているところですが、すべてを数値化することは困難ですけれども、一定全体として</p>

審 議 経 過

	<p>どの程度計画が進んでいるのか、あるいは遅れているのかということが分かるような形の目安を評価指標として定めようという趣旨でございます。</p> <p>ご指摘のありました「ノンステップバス導入率」というのは、ノンステップバスが導入されれば、それですべてが解決ということではないんですけども、外出しやすい街かどうかということの評価する1つの指標にはなりうるのではないかと考えましてこの項目と、もう1つは、「生活道路が安心して通行できると思う市民の割合」、これは障がいのある方に限った調査ではありませんが、市民全体を対象とした調査での数値ですが、誰もが障がいの有無に関わらず安心して街歩きができることが、ひいては障がいのある人にとってもそうであろうということで、評価の項目に挙げさせていただいている、そういった考え方によるものでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。他にございませんか。</p>
委員	<p>71ページ、「安心して暮らすためのサービスの充実」で基幹相談支援センターの設置ということが書かれていますが、どれだけの幅を持った相談内容が想定されているのか。今後どのような相談員が資格的にも配置されていくのか、具体的にお聞かせください。</p>
事務局	<p>基幹相談支援センターについては、特に設置の基準等が定められているわけではありません。各地域における中核的な相談支援の施設であるということで、主に専門的な相談支援や、地域移行・地域定着を進めるということが中心的な役割と国の方は想定しておりまして、各市町村に設置を促しているという段階でございます。具体的な人員配置であるとか、業務内容につきましては、現在委託事業として実施しております障がい者（児）相談支援事業との兼ね合いもありますので、そういったことも含めて自立支援協議会などの場で具体的に検討を進めていきたい、この計画の期間中に具体化を図っていきたくと考えております。</p>
委員	<p>特に新施設を設置するのではなく、現在ある相談事業を拡充していくという部分で考えておられるんですか。</p>
事務局	<p>それも含めて、今後具体化していくということでございます。</p>
会長	<p>よろしいですか。他にございませんか。</p>

審 議 経 過

委員	<p>基本目標2についてなんですけれども、ここに書いてある「社会参加」というのは、総合計画では「参画と協働」という言葉がタイトルについているんですが、総合計画の「参画」と、ここにある「社会参加」は同じ意味ですか。</p>
事務局	<p>同一かどうかということから言いますと、「参画」よりは「社会参加」の方が幅広い概念ではないかと考えております。ですので、同一ではないと思いますが、幅広い概念で「社会参加」と位置付けております。</p>
委員	<p>そうすると、「社会参加」のところに、「参画」の話もないとおかしいですよね。障がいのある方たちが、行政施策の側面で参画をするという道筋をつけていく、ということだと理解してよろしいでしょうか。もしそうだとすれば、障がいのある方たちの参画ってどういう道筋で実現していこうとされているのか、そのことについてお考えをお聞かせいただくとともに、基本目標2のところにそのことを加えていただける方向性はあるのかなのか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおりでございます。先ほども申しましたように「社会参加」ということでここでは幅広く捉えておりますので、その中には当然「参画」ということ、市の施策形成過程への参画というようなことも含まれると思っておりますけれども、具体的な施策としてご提示できるかどうかということについては検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p>
委員	<p>今の部分なんですけれども、「社会参加」という言葉と、「参画」という言葉では深さが違っていると思っています。この度ワークショップを拝見しますと当事者の方もいらっしゃった、その方々の発言というのは非常に重いものがあって、意味も深かったように感じています。機会というものを度々取っていただいて、自分たちの生活に関する施策に対して、参画をしていくということを求めていただきたいと思いますので、それを申し上げます。</p>
会長	<p>意見ですね。他にございませんか。 次に、「第5章 第5期障がい福祉計画」及び「第6章 第1期障がい児</p>

審 議 経 過

委員	<p>福祉計画」について、８８ページから１３１ページまで、ご意見、ご質疑はございませんか。</p> <p>就労移行支援事業所が「０」になったということで、平成３０年４月からスタートする就労定着支援事業は成り立っていくんでしょうか。１２２ページの保育所等訪問支援の利用体制整備についてというところで、現在市内３か所の事業所がありますから、既に整備が済んでいますということなんですけれども、「保育所等」というのは高等部まで支援が受けられるかと思うのですが、川西ではそちらの方も達成しているから、こちらの方に達成していると書かれているんでしょうか。</p>
事務局	<p>１点目の就労移行支援の部分ですけれども、ご指摘のように就労定着支援事業単独でできるということは考えにくい状況ですので、既に就労移行支援を実施している事業所が、新たに就労定着支援の指定を受けるという形が一般的ではないかと考えております。そういった観点から、このままいきますと市内では就労定着支援を実施する事業所は当面ないだろうということは想定できるんですけれども、市内で整備できるまでの間は、他のサービスも同様ですけれども、近隣市の事業所を活用してサービスの提供を受けていただけるようにしていきたいと思っております。</p> <p>２点目の保育所等訪問支援事業の関係でございますけれども、ご指摘のように１８歳まで利用可能なサービスではありますけれども、現時点では確かに比較的年齢の高い方を対象としたサービス提供ができる事業所は、おそらく市内や近隣も含めてないのではないかと考えております。また同時に、ニーズもどの程度あるのかということが明確になっていないという面もあると思っております。その部分について、今後３年間の中でニーズが明らかになってまいりましたら、その状況を見ながらサービスの提供体制の方も検討していきたいと考えております。</p>
委員	<p>保育所等訪問支援は年齢の高い方が、保育所とついているがゆえに保育所や幼稚園の低年齢の方しか利用できないと、周知されていないという面もあるので、利用が少ないと思うんです。これを利用される方については、近隣市の方でということなので、紹介をされていくということによろしいですか。</p>
事務局	<p>ニーズのこともありますし、支援できる技術のある人材が少ないのではないかと考えておりまして、それもあって事業としてやろうというところ</p>

審 議 経 過

	<p>ろがなかなか出てこないのではないかと考えております。ただ、既に幼少の方で幼稚園や保育所や小学校低学年ではこのサービスをお使いの方がいらっしゃると思いますので、その方々の成長に合わせてニーズも出てくるかと思っておりますので、事業所の整備についても、そのニーズに合わせて人材確保等が進んでいくのではないかと考えております。</p>
委員	<p>発達障がいの方が、この支援が必要になってくると思いますので、就労であったり、その他の面を考えるうえであったりということがありますので、川西市でも整備をお願いしたいと思っております。</p>
委員	<p>121ページの日中一時支援事業に関してなんですけれども、「事業所の安定的な運営にも配慮しつつ」という最後の2行目のところの理解としては、単価の方を上げていただけるようなことを考えていただけるのか、もしくはその後の「サービス体系等の見直しを行い」というのが、事業そのものの形を変えていくイメージなのか。形を変えてしまうのであれば、減少傾向にあると言いつつ単価が低いので、放課後等デイの単価が高いので事業所が受け入れやすいんですけれども、その方が18歳になった段階で日中一時を使う。同じサービス内容であるにも関わらず、単価が下がってしまうという問題を各事業所は抱えている中で、サービス体系の見直しというところの部分の内容を把握しておかないと、事業所さんに迷惑をかけるようなことが起こってしまわないかということが不安なので、確認したいと思っております。</p>
事務局	<p>日中一時支援については、ご指摘いただきましたように、児童の部分については児童発達支援であるとか放課後等デイサービスの事業所が増えてきておりますので、そちらの方へ移行しておりますので、減少傾向にあると言えます。ここにも書いておりますけれども、児童のサービスが使えなくなった後、これに相当するものがないということで、引き続き日中一時支援の必要性というのは十分認識しております。ただ、報酬についてですけれども、上げるだけ下げるだけということではなく、報酬の見直しとサービスの在り方、ニーズがどの辺りにあるのか、こういった人たちが必要としているのかも含めて、その両面から総合的に見直しは検討していきたいと思っておりますし、その見直しに当たりますと、自立支援協議会などで当事者の方、あるいは事業所の方のご意見もお聞きしながら進めていきたいと思っております。</p>

審 議 経 過

会長	よろしいですか。他にございませんか。
委員	地域生活移行の目標値について、精神科病院の長期入院患者数は把握は市ではできないということなんです、見込量を出すのに実際に1年以上入院されている方がどのくらいいるのかということが分からないと、数値が出てこないと思いますので、その辺りはどのように考えていらっしゃるのか伺いたいです。
事務局	精神科病院の入院患者数については、市では把握できていない状況というのは変わりありません。保健所の方でも正確な数字は把握していないと聞いております。ただ、県も同様に障害福祉計画の策定を進めておりますので、県との整合ということも合わせまして、この見込量については定めていきたいと考えております。
委員	近隣の宝塚市では、この病院に何人の入院患者がいるというのが実際出ている、保健所さんが出してくれているということも聞いておまして、やはりそれがないと検討できないと思いますので、難しいでしょうが把握していただきたいと思います。
事務局	川西市内に精神科の病院がありませんので、三田市や伊丹市ですと市内にありますので、病院へのヒアリングなどで把握されているということも聞き及んでおりますけれども、移行先として川西市が選ばれるかどうかということもありますので、精神科病院に入院されている方を対象とした地域移行という部分については見込むことが難しい面があるということについてはご理解をいただきたいと思っております。
委員	宝塚市も精神科病院はないので、であっても数字が出ていますし、ざっと考えても数人というレベルではなく、桁が違う人数が実際長期に入院されているということを精神保健分野の方はご存知だと思います。
委員長	よろしいでしょうか。 それでは次に、「第7章 計画の推進体制」について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
委員	この資料には、「一人ひとり」や「個人として」とか、個々の一人ひとりをどうしていくかが書かれてるんですが、障がいのある方が気分によって

審 議 経 過

	<p>はこの週はお仕事ができる、次の週は気分によってお仕事ができないとなると、そこをサービスに当てはめると、お仕事ができる時はB型支援のサービスを受ける、お仕事ができない時は生活介護のサービスを受けるということになるのかと思いますが、そういったことはできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>一般就労されている方が生活介護を利用するというのは、サービスの利用対象としては想定されていないと思っております。</p>
委員	<p>地域活動支援センターに行く日、B型支援に行く日、生活介護の事業所に行く日が1か月にあると、その人らしく暮らせるというのが成り立つんですけれども、そういったことが川西ではできるのでしょうか。</p>
事務局	<p>日中活動支援の併用は、原則認めておりません。就労継続支援と生活介護や地域活動支援センターの併用は原則認めておりませんが、サービス等利用計画の中で併用をしないといけない特別な事情があると位置付けられて、相当な理由であると認められる場合には、併用可能な場合もあります。</p>
委員	<p>第7章に限ったことではありませんが、第1章、第2章の部分と、第3章以降の部分とのところで整合性を取るのに大変ご苦労されていると思うのですが、つまり、第1章、第2章で大風呂敷を広げても、実際に具体的に書けるのは第3章、第4章で社会福祉関係のことだけだというような構造だということは理解したうえで伺いたいんですけれども、雇用労働の話なんです、川西市でも障がい者雇用を促進していくというようなことをやられるとは思いますが、企業や商店に働きかけて障がい者を雇用してくださいみたいなことは実際にされていますよね。これは県だから、市は関係なかったりしますか。</p>
事務局	<p>非常に技術的なお答えになって大変恐縮なんですけれども、この計画は川西市の障がい者施策に関する計画ということですので、行政の担当する分野で市町村が実施する部分について、その施策の方向性や具体的な内容を定めるということになってまいります。ご指摘のような雇用の部分については、現在の日本の行政の体系としては、労働政策に属する部分で、これは主に都道府県が担うということになっておりますので、第一義的には都道府県の計画の中で位置づけられて実施されていくものと考えております。</p>

審 議 経 過

委員	<p>川西市の場合はそんなに大きな企業があつたりするわけではないし、障がい者雇用を促進していこうとしても、市単位で考えていくのは難しいところだろうというのも含めて県の事業なのかなと思う一方、川西市として障がい者雇用の推進をどのような形で進めることができるか、といったプランも本来はあつてしかるべきではないか。要するに産業との関係ですけれども、どんな産業を起こせるかとか、どういう産業であれば障がいのある人たちが入っていけるか、そういうことも本来は考える必要があるのかなと思わないこともない、というのが1点です。そういうことを考える時は必要なのだと思う。第1章、第2章で、そのことを含めて考えていくような時間的余裕と、枠組みがないのかどうかですね。</p> <p>それと、障がいのある人たちの生涯学習ですね、これはやはり入れないとまずいのではないかと思います。障がいのある人の生きがいということだとか、社会参加の部分、学びの機会を増やしていくということが学齢期以降必要なのではないか、ということをごどこかで少し触れておく必要があると思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、他にご意見等がございませんので、第7章については以上で終わらせていただきます。</p> <p>それでは、本日皆さま方からいただきましたご意見に従いまして、事務局に作業を進めさせます。また、改めて素案をお読みいただいて、お気づきになった点がございましたら、事前にお送りしましたご意見の提出用紙にご記入いただき、7日、火曜日までに事務局へご提出ください。</p> <p>以上で、本日の協議事項はすべて終わりました。</p> <p>次に、「その他」ですが、事務局から今後の予定について報告をお願いします。</p>
事務局	<p>長時間に渡りましてご協議いただきまして、ありがとうございます。本日ご協議いただきました内容、また、いただきましたご意見を踏まえまして、計画素案の見直しをさせていただきたいと思っております。また、6日の月曜日に開催を予定しております障がい者自立支援協議会でも、この素案につきましてご意見をいただくこととしておりまして、この自立支援協議会でいただいたご意見と、本日皆さま方からいただいたご意見を合わせまして、素案の見直しを行い、改めて次回13日、月曜日にこの協議会をもう一度お開きいただきたいと思いますと考えております。そこで、もう一度この案についてのご意見をいただければと思っております。</p>

審 議 経 過

会長	<p>開催予定でございますけれども、次回は11月13日、月曜日、午後2時から、本と同じ4階庁議室で開催を予定しておりますので、ご出席くださいますようお願いいたします。</p> <p>以上で、本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、平成29年度第3回川西市障害者施策推進協議会を閉会いたします。</p> <p>閉 会（午後3時40分）</p>
----	---